

現場代理人及び主任技術者等の配置について

令和7年1月31日

建設業法が改正され、令和7年2月1日より主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額が引き上げられます。これに伴い三原市では現場代理人及び主任技術者等の配置に関する要件と、営業技術者等の配置についての要件を変更します。令和7年2月1日以降、赤字部分について変更します。

また、今回の要件変更等により、令和7年2月以前に契約した工事で専任配置していた者を非専任の配置に変更したい場合は、各工事の監督員にご相談ください。

1 現場代理人及び主任技術者等の兼務制限について

現場代理人及び主任技術者等の配置について、次のとおり契約金額により兼務制限を設定しています。

契約金額 (税込)	現場代理人 ※2	主任技術者・監理技術者
1億円以上 ※1	兼務不可 ただし、関連工事は2件まで兼務可能 (関連工事とは、工作物に一体性又は連続性が認められるもの)	同左
1億円未満 4,500万円 以上 ※1	災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り 5件以内 ・兼務申請書の提出が必要	同左 加えて、情報通信技術などにより工事現場の状況の確認ができる等の場合に限り、2件兼務可能 ※5 同左 ただし、監理技術者の場合は兼務不可
4,500万円 未満 500万円以上 ※1	3件まで 兼務する全ての工事が三原市内かつ直線で10km以内 ・兼務届出書の提出が必要 <u>≪災害復旧工事の場合≫</u> ※4 ・件数に制限なし ・三原市内であれば距離制限なし ・兼務届出書の提出は不要	3件まで 兼務する全ての工事が三原市内 ・兼務届出書の提出が必要 <u>≪災害復旧工事の場合≫</u> ※4 ・件数に制限なし ・兼務届出書の提出は不要
500万円未満 ※1	件数に制限なし 配置する全ての工事が三原市内	同左

※1 建築一式工事の主任技術者等に限り、500万円→1,500万円、**4,500万円→9,000万円**、1億円→2億円と読み替えること。

※2 工事を担当している現場代理人を別の工事の主任技術者として配置する場合は、主任技術者として担当する現場を含めて現場代理人の配置要件に従うものとする。また、現場代理人は、必ずいずれかの現場に常駐しており、1日ですべての現場を見て周り、監督員と常時連絡が取れる体制であること。

※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む)をいう。兼務するには、「専任配置の免除に係る現場代理人・主任技術者等兼務申請書」を提出し、担当課の承認を必要とする。

※4 災害復旧工事うち**4,500万円**未満の工事について、距離制限と兼務制限を設けないとする措置は、**頻発する災害に対応するため**、当面の間継続する。

※5 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認ができる等の場合の条件は、監理技術者制度運用マニュアルに準じる。

※6 監理技術者等の途中交代及び工場製作過程における一括管理については、監理技術者制度運用マニュアルに準じる。現場代理人についても、監理技術者と同様の運用とする。

※7 専任特別2号の監理技術者の配置制限は原則設けていない。制限する場合は、入札公告に明示する。

2 営業所技術者又は特定営業所技術者、経營業務の管理責任者の配置について

営業所技術者又は特定営業所技術者、経營業務の管理責任者の配置可能な件数は次のとおりです。

契約金額 (税込)	現場代理人	主任技術者
1 億円以上 ※8	配置不可	配置不可
1 億円未満 4,500 万円以上 ※8 ※9 ※10		1 件まで配置可能 ・ 営業所技術者等の配置に関する誓約書の提出が必要
4,500 万円未満 ※8 ※9		3 件まで配置可能 ・ 営業所技術者等の配置に関する誓約書の提出が必要

※8 建築一式工事の主任技術者等に限り、4,500 万円→9,000 万円、1 億円→2 億円と読み替えること。

※9 以下の要件（共通）を全て満たすこと。

- ・当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら、実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接（兼務する工事現場と当該営業所との間を1日に巡回可能かつおおむね2時間以内に移動できる距離）していること。
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

※10 4,500 万円以上1 億円未満の場合、※8に加えて以下の要件を全て満たすこと。

- ・当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を越えていないこと。
- ・主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を配置していること。なお、当該工事が土木一式工事又は建築一式工事の場の連絡員は、当該建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- ・工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。詳しくは監理技術者制度運用マニュアルを参照のこと。
- ・人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に据置及び保存すること。
- ・工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器の設置及び通信を利用することが可能な環境が確保されていること。詳しくは監理技術者制度運用マニュアルを参照のこと。